

特定医療費(指定難病)支給認定の申請手続きに必要な書類

区分	提出書類	備 考
①	申 請 書	特定医療費(指定難病)支給認定申請書
②	診 断 書	臨床調査個人票(※申請する疾病ごとに様式が異なります。) (※検査データは、概ね申請時前6カ月以内のもの)
③	世帯全員の住民票 (住民票謄本)	受診者が加入医療保険の被扶養者で、被保険者が単身赴任等で他の住所地に住民登録している場合は、被保険者の住民票も必要となります。
④	市町村民税所得課 税証明書	(中学生以下は不要です。)(源泉徴収票や確定申告の写しは無効です。) ①受診者が国民健康保険(又は国民健康保険組合)に加入している場合 →世帯内で国民健康保険(又は国民健康保険組合)に加入している方全員のもの ②受診者が後期高齢者医療制度に加入している場合 →世帯内で後期高齢者医療制度に加入している方全員のもの ③受診者が被用者保険(健康保険組合、協会けんぽ等)に加入している場合 →被保険者本人のもの → なお、被保険者本人が非課税の場合は、被保険者と受診者のものが必要。 → ※受診者が18才未満の場合は、父と母のものが必要。 ※①又は②の方 → 受診者が障害年金や特別児童扶養手当等を受給している場合は、その受給状況がわかる公的機関発行の通知等の写しも提出して下さい。 → 受診者が18才未満の場合は、父又は母が受給している場合。 ※③の方 → 被保険者又は受診者が障害年金や特別児童扶養手当等を受給している場合、その受給状況がわかる公的機関発行の通知等の写しも提出して下さい。 → 受診者が18才未満の場合は、父又は母が受給している場合。
⑤	医療保険証(写し)	被保険者証・被扶養者証・組合員証などの医療保険の加入がわかるもの。 ①受診者が被用者保険(健康保険組合、協会けんぽ等)に加入している場合 →受診者本人のもの(受診者が被扶養者の場合は、被保険者本人分も必要) ②受診者が国民健康保険(又は国民健康保険組合)に加入している場合 →世帯内で国民健康保険(又は国民健康保険組合)に加入している方全員のもの ③受診者が後期高齢者医療制度に加入している場合 →世帯内で後期高齢者医療制度に加入している方全員のもの
⑥	同 意 書	医療保険の所得区分を確認するため
⑦	その他必要な書類 (該当する方のみ)	世帯内に他に特定医療費(指定難病)受給者証や小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方がいる場合は、その受給者証の写し
⑧		介護保険被保険者証の写し(受診者が所持している場合)
⑨		医療費申告書(高額な医療を継続することが必要な軽症者の特例) ※領収書等を添付して下さい。
⑩		個人番号記載用紙(マイナンバーについては任意 支給認定基準世帯員は必須)
⑪		特定医療費(指定難病)受給者証等記載事項変更届(記載事項に変更があった場合)